

介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

（事業者の名称　所在地）

第 1 条 本研修は次の事業者（以下、当法人という。）が実施する。

事業所名　職業訓練法人　網走職業訓練協会

（事業の目的）

第 2 条 急速な高齢化が進む現代において、多様化する介護ニーズに対応した適切で質の高い介護サービスを提供するために、対人援助の基礎となる理念、倫理観を醸成し、豊かな人間性を育て、かつ専門職としての基本姿勢、知識、技術を習得させ、広く社会福祉に貢献できる介護職員を養成することを目指す。

（研修事業の名称）

第 3 条 網走地方高等職業訓練校　介護福祉士実務者研修（通信課程）

（研修場所）

第 4 条 北海道網走市大曲 1 丁目 1 番 4 号　網走市能力開発センター

（開講期間）

第 5 条 開講期間は、毎年下記の各 6 ヶ月間とする。

Aコース　　4月　1日より　9月30日

Bコース　　7月　1日より 12月31日

Cコース　　1月　1日より　6月30日

（修業年限及び定員）

第 6 条 修業年限－6 ヶ月、入学定員－18 名（総定員 3 コース × 18 名 = 54 名）

（休業日）

第 7 条 当法人の授業を行わない日（以下、「休業日」という）は次のとおりとする。

(1) 日曜日、土曜日及び当法人の定める休業日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

（受講資格）

第 8 条 介護員としての知識、技能の習得を目指す者。

（カリキュラム及び履修科目）

第 9 条 研修を修了するために、履修しなければならないカリキュラムを、別表 1 の通りとする。

(入学手続き)

第10条 受講を希望する者は、必要書類を添えて指定期日までに入学手続きを行うこと。

(通信養成を行う地域)

第11条 通信養成を行う地域については下記の通りとする。

北海道

(受講対象者及び受講料)

第12条 研修の受講対象者は、下記の通りとし、面接授業（スクーリング）に参加可能な者に限る。また、修了していることを証明する書類を研修申込時に提出すること。

※会員施設所属受講者は、5,000円を助成。

(1) 450時間コース（無資格者）

受講料 110,000円（テキスト代／WEB使用料別途）

(2) 420時間コース（訪問介護員研修3級修了者）

受講料 100,000円（テキスト代／WEB使用料別途）

(3) 410時間コース（生活援助従事者研修修了者）

受講料 100,000円（テキスト代／WEB使用料別途）

(4) 320時間コース（介護職員初任者研修又は、訪問介護員研修2級修了者）

受講料 80,000円（テキスト代／WEB使用料別途）

(5) 95時間コース（訪問介護員研修1級修了者）

受講料 50,000円（テキスト代／WEB使用料別途）

(6) 50時間コース（介護職員基礎研修修了者）

受講料 30,000円（テキスト代／WEB使用料別途）

尚、納入された受講料は、返還しない。

(履修及び評価方法)

第13条 履修及び評価方法は以下の通りとする。

通信課程の為、自宅自習と面接授業（スクーリング）による指導を行う。

テキストを使用しWEB学習を自宅等にて進め、指定期間内（学習進度計画）に履修科目を学習し、各教科ごとの添削指導及び評価を行い、科目毎に行う確認試験の結果が、70%以上正解した者を履修とし、到達目標に達しないものは、再試験を行う。

介護過程Ⅲについては、2／3以上の時間に出席した者を評価対象とする。

教科開始時間の10分以内の遅刻の場合は、出席とみなす。

介護過程Ⅲについては、別紙2の評価方法にて評価を行い、到達目標に達しないものは、再試験を行う。

医療的ケアについては、各項目を規定回数以上実施し、担当教員が技術評価を行う。

(履修免除)

第14条 平成23年11月4日付社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知『実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について』に基づき、免除科目は別表1の通りとする。

(補 講)

第15条 研修の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められたものについては、個別に行う補講、又は同課程の次期開講の代替で受講することにより履修完了とする。補講の場合は、一時間当たり3,000円、代替受講は無料とする。

(除 籍)

第16条 協会長は、次の各号のいづれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 受講に当たって提出した書類に虚偽の記載が認められる者。
- (2) 修学意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- (3) 当研修の秩序を乱し、受講生としての本分に反した者。
- (4) 面接授業において、遅刻、早退を繰り返す等、出席不良の者。
- (5) その他、受講生として著しく不適切な言動が認められる者。

(修了証明書の交付)

第17条 施設長は、全科目を認定した者に対して、修了証明書を交付する。

(教職員の組織)

第18条 施設長 1名、専任教員 1名、教員2名以上、事務職員 1名以上。

(附 則)

この学則は、平成31年 4月 1日から施行する。

この学則は、令和 3年12月10日から施行する。

別表1

科 目	時 間	内 容	履 修 科 目					
			生活援助従事者研修	訪問介護3級	初任者研修	訪問介護2級	訪問介護1級	基礎研修
人間の尊厳と自立	5	通信						
社会の理解 I	5	通信						
社会の理解 II	30	通信	○	○	○	○		
介護の基本 I	10	通信		○				
介護の基本 II	20	通信	○	○	○			
コミュニケーション技術	20	通信	○	○	○	○		
生活支援技術 I	20	通信	○					
生活支援技術 II	30	通信	○	○				
介護過程 I	20	通信	○	○				
介護過程 II	25	通信	○	○	○	○		
介護過程 III	45	スクーリング	○	○	○	○	○	
発達と老化の理解 I	10	通信	○	○	○	○		
発達と老化の理解 II	20	通信	○	○	○	○		
障害の理解 I	10	通信		○		○		
障害の理解 II	20	通信	○	○	○	○		
認知症の理解 I	10	通信		○		○		
認知症の理解 II	20	通信	○	○	○	○		
こころとからだのしくみI	20	通信	○	○				
こころとからだのしくみII	60	通信	○	○	○	○		
医療的ケア	50	通信	○	○	○	○	○	○
医療的ケア（演習）	7.5	スクーリング	○	○	○	○	○	○
合 計	457.5		417.5	427.5	327.5	327.5	102.5	57.5

※○印の科目を履修科目とする。

※介護過程III及び医療的ケア(演習)は、面接授業(スクーリング)にて実施する。

介護課程IIIの評価

① + ② + ③

令和 年 月 日 採点者 _____

点

No. _____ 氏名 _____

◎評価方法について

介護計画書（記録）……①	40点
実技試験（生活支援技術）……②	40点
その他の（授業態度など）……③	20点
合 計	(100点満点)

①点数

点

※ 合計点が59点以下の場合は不合格とし、必要に応じて再指導を行い、同一課題で再評価を行う。

講評の際は、必ず講師がデモンストレーションを行いながら基本となる援助方法を示し、個別援助計画書に基づいた援助ができているか再確認する。

①介護計画書の評価基準

項 目	評 値
1. 課題は利用者や家族の意向（思い）を踏まえた内容であるか。	5・3・0
2. 目標は利用者のニーズや課題に基づいた内容になっているか。	5・3・0
3. 援助内容は現実的で達成可能な内容になっているか。	5・3・0
4. 援助内容は具体的に書かれているか。（5W1Hの活用）	5・3・0
5. 援助内容は目標と連動した援助内容になっているか。	5・3・0
6. 計画書は第三者が読んでも利用者をイメージできるような内容になっているか。	5・3・0
7. 計画書に誤字・脱字がなく、句読点等が正しく使われているか。	5・3・0
8. 計画書は7割程度が記入できているか。	5・3・0
合 計	(40点満点)

②実技試験の評価基準

- 下記の事例 1～4 の中から課題を指定し、確認・評価項目があるので、それを参考に評価する。配点は、40 点満点とし、できた=4 点、一部できた=2 点、できなかつた=0 点とする。

②点数

点

○事例 1 片麻痺のある高齢者の夢の実現に向けたい支援

	確認・評価項目	CHECK
①	Jさんに適切な言葉かけができましたか。（念願であったお参りができることに共感する言葉かけ、体調の確認、これから行う介助の説明と同意など。）	
②	Jさんの健側（左側）が活用できる位置に車いすを準備しましたか。	
③	車いすのブレーキをかけ、フットサポートを上げておきましたか。	
④	Jさんの健側（左側）上下肢を活用して安全に移乗できましたか。	
⑤	砂利道での車いす走行が安全にできましたか。	
⑥	車いすで段差を安全に越えることができましたか。	
⑦	T字杖を使って、平地を安全に杖歩行できましたか。	
⑧	T字杖を使って、安全に階段を上がることができましたか。	
⑨	T字杖を使って、安全に階段を下りることができましたか。	
⑩	全体を通してKさんの自立に配慮した援助ができましたか。	

○事例 2 在宅で終末期を迎える高齢者と家族の支援

	確認・評価項目	CHECK
①	Lさんに適切な言葉かけができましたか。（目覚めを促してすっきりした気持ちで食事ができるよう言葉かけ、体調の確認、これから行う介助の説明と同意など。）	
②	Lさんの体調を観察しながら、ギャッチアップにより安全な食事の姿勢をとることができましたか。	
③	Lさんの健側（左側）から介助しながら、抹茶ゼリーを食べてもらいましたか。	
④	Lさんが安全に嚥下できているかを確認しましたか。	
⑤	Lさんの目覚めと身だしなみに配慮し、顔の清拭と整髪の介助ができましたか。	
⑥	Lさんの患側（右側）に配慮した（患側を圧迫しない）紙おむつの交換ができましたか。	
⑦	排泄物の量と状態を観察しましたか。	
⑧	褥瘡を予防するために皮膚の状態を観察しましたか。	
⑨	Lさんの羞恥心に配慮し、陰部洗浄・清拭ができましたか。	
⑩	全体を通してLさんの自立に配慮した援助ができましたか。	

○事例3 都会に住む一人暮らしの高齢者の生活支援

確認・評価項目		CHECK
①	Nさんに適切な言葉かけができましたか。（体調の確認、これから行う介助の説明と同意など。）	
②	Nさんが水分補給の必要性を理解したうえで、水分をとることができました。	
③	腸閉塞の再発予防に向けて、腸の蠕動運動を促すための運動をNさんにしてもらいましたか。	
④	Nさんがトイレまで安全に移動するための環境整備ができましたか。	
⑤	トイレまで移動するに際して、Fさんの身体機能（視力や視野、膝関節の痛み、○脚や足のむくみなど）に配慮しましたか。	
⑥	排泄物の量の状態と、肛門の周囲の状態を観察しましたか。	
⑦	Nさんが排泄の後始末をしたことを確認しましたか。	
⑧	夜間、Nさんのベットの足元に、ポータブルトイレを用意しておきましたか。	
⑨	安全にポータブルトイレに移乗し、排泄の姿勢をとることができましたか。	
⑩	全体を通してFさんの自立に配慮した援助ができましたか。	

○事例4 介護老人保健施設で生活する利用者への支援

確認・評価項目		CHECK
①	Qさんに適切な言葉かけができましたか。（できるだけ夫に負担をかけず自分で入浴したいという思いに沿った言葉かけ、体調の確認、これから行う介助の説明と同意など。）	
②	安全で快適な浴室環境になっているかどうかを確認しましたか。	
③	Qさんの健側（左側）に浴槽がくるようにシャワーチェアを準備しましたか。	
④	すべり止めマットを浴槽の中に敷きましたか。	
⑤	浴槽に入る前に、Qさんの健側の足下からゆっくりと湯をかけて、温度を確認しましたか。	
⑥	Qさんの健側から浴槽に入りましたか。	
⑦	入浴後、Qさんが自分でからだをふく際に、体力の消耗を防ぐような配慮をしました。	
⑧	衣服の着脱に関しては、「脱健着患」の原則にしたがって介助できましたか。	
⑨	入浴後、Qさんに水分の補給をすすめましたか。	
⑩	全体を通してSさんの自立に配慮した援助ができましたか。	

③点数

点

③他の評価基準

項目	評価
1. 挨拶ができているか。	5・3・0
1. 服装（身だしなみ）ができているか。	5・3・0
2. 環境の整備ができているか。	5・3・0
3. 制限時間内にできたか。	5・3・0
合計	(20点満点)